

## 令和5年3月市議会定例会議案件名

- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 3 号 白河市部設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 白河市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 議案第 5 号 白河市情報公開及び個人情報保護審査会条例
- 議案第 6 号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 白河市育英基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 白河市過疎地域持続的発展特別事業基金条例
- 議案第 10 号 白河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 白河市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 白河市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 白河市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 白河市道路占用料徴収条例及び白河市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 17 号 令和5年度白河市一般会計予算
- 議案第 18 号 令和5年度白河市小田川財産区特別会計予算
- 議案第 19 号 令和5年度白河市大屋財産区特別会計予算
- 議案第 20 号 令和5年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計予算
- 議案第 21 号 令和5年度白河市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 22 号 令和5年度白河市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 23 号 令和5年度白河市介護保険特別会計予算
- 議案第 24 号 令和5年度白河市地方卸売市場特別会計予算
- 議案第 25 号 令和5年度白河市水道事業会計予算
- 議案第 26 号 令和5年度白河市工業用水道事業会計予算
- 議案第 27 号 令和5年度白河市下水道事業会計予算

## 令和5年3月市議会定例会議案要旨

### 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

ふるさと納税の寄付が予算額を上回り、寄付者への返礼等に係る予算措置が緊急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年度白河市一般会計補正予算（第12号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

### 議案第 2 号 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

公職選挙法施行令の一部改正に伴い影響を受ける条例について、選挙運動用自動車の公費負担限度額の引上げなど、所要の改正を行うものであります。

### 議案第 3 号 白河市部設置条例の一部を改正する条例

効果的な行政施策を推進することを目的に、関係部の分掌事務の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

### 議案第 4 号 白河市個人情報の保護に関する法律施行条例

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法の施行に関して必要な事項を定めることを目的に、この条例を制定するものであります。

### 議案第 5 号 白河市情報公開及び個人情報保護審査会条例

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議することを目的として白河市情報公開及び個人情報保護審査会を設置するために、この条例を制定するものであります。

### 議案第 6 号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### 議案第 7 号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上2議案については、福島県人事委員会勧告に基づく特定任期付職員の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正を行うものであります。

### 議案第 8 号 白河市育英基金条例の一部を改正する条例

白河市育英基金を奨学資金貸付事業及び入学一時金貸与事業の資金に充てるため、所要の改正をしようとするものであります。

### 議案第 9 号 白河市過疎地域持続的発展特別事業基金条例

過疎地域持続的発展特別事業に要する経費の財源に充てることを目的として白河市過疎地域持続的発展特別事業基金を設置するため、この条例を制定するもの

であります。

議案第10号 白河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の規定を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 白河市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の規定を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 白河市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

こども家庭庁が設置され所掌事務が移管されることに伴い、省令の管轄を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 白河市国民健康保険条例の一部を改正する条例

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 白河市道路占用料徴収条例及び白河市都市公園条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正に準じ、道路占用料の額及び都市公園の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 市道路線の認定及び廃止について

市道路線を認定し、及び廃止するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第17号 令和5年度白河市一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、29,150,000千円となり、前年度当初予算と比較して470,000千円増額となり、1.6%の増となりました。

歳入歳出款別内訳は、次のとおりであります。

歳入については、市税9,177,136千円、地方譲与税339,537千円、利子割交付金2,776千円、配当割交付金38,917千円、株式等譲渡所得割交付金16,100千円、法人事業税交付金149,292千円、地方消

費税交付金1,557,041千円、ゴルフ場利用税交付金24,756千円、環境性能割交付金22,891千円、地方特例交付金53,622千円、地方交付税6,882,236千円、交通安全対策特別交付金6,700千円、分担金及び負担金91,228千円、使用料及び手数料269,601千円、国庫支出金3,951,237千円、県支出金2,237,276千円、財産収入85,969千円、寄附金175,990千円、繰入金1,155,589千円、繰越金1千円、諸収入418,105千円、市債2,494,000千円となりました。

歳出については、議会費260,439千円、総務費2,798,658千円、民生費8,785,602千円、衛生費2,268,710千円、労働費14,016千円、農林水産業費1,910,056千円、商工費785,543千円、土木費3,482,640千円、消防費830,473千円、教育費4,782,731千円、災害復旧費4千円、公債費3,181,128千円、予備費50,000千円となりました。

事業の主なものは、次のとおりであります。

#### 議会費

議会運営関係費	206,008千円
---------	-----------

#### 総務費

複合施設整備事業	90,808千円
ふるさと応援事業	89,868千円
公共交通対策費	111,109千円
移住・定住推進事業	28,878千円
D X推進事業	22,166千円
基幹業務系システム管理事業	115,386千円
白河地方広域市町村圏情報管理事業	88,792千円
社会保障・税番号制度導入事業	65,627千円
福島県議会議員一般選挙費	34,221千円
市長選挙費	23,902千円
市議会議員一般選挙費	46,951千円

#### 民生費

障がい福祉サービス支給事業	1,246,241千円
重度障がい者支援事業	139,981千円
福祉・介護人材確保支援事業	10,221千円
白河っ子すくすく応援クーポン券支給事業	36,685千円

白河っ子小学校入学祝金支給事業	25,100千円
こども医療助成事業	242,866千円
児童手当支給事業	843,429千円
民営保育園等施設型給付事業	705,584千円
障がい児福祉サービス支給事業	450,212千円
児童扶養手当支給事業	273,309千円
保育園運営費	395,091千円
放課後児童クラブ運営費	167,704千円
生活保護扶助費	712,430千円
衛生費	
予防接種事業	194,133千円
新型コロナウイルス感染症予防対策事業	306,322千円
出産・子育て応援事業	43,090千円
母子健やか支援事業	69,589千円
妊産婦医療費助成事業	6,752千円
健康診査事業	84,498千円
地域医療体制支援事業	78,780千円
環境衛生事業	10,929千円
環境保全促進事業	154,679千円
白河地方広域市町村圏整備組合負担金	778,848千円
労働費	
雇用機会確保事業	9,006千円
農林水産業費	
農業振興対策事業	75,571千円
新規就農支援事業	59,354千円
農業用施設整備“結”支援事業	28,000千円
多面的機能支払交付金事業	199,583千円
農業水路等長寿命化・防災減災事業	6,740千円
緊急浚渫推進事業（農業用ため池）	40,000千円
強い農業基盤づくり事業	120,171千円
ふくしま森林再生事業	246,508千円
商工費	
商工業振興対策事業	105,682千円
中心市街地活性化事業	25,310千円

産業プラザ運営費	37,605千円
サテライトオフィス推進事業	18,395千円
起業・創業支援事業	23,488千円
企業立地促進費	13,640千円
地域情報発信事業	21,204千円
広域観光推進事業	11,690千円
白河関の森公園管理費	29,894千円
複合型拠点整備工業用水道関係費	79,510千円
土木費	
来て「しらかわ」住宅取得支援事業	32,000千円
空き家対策事業	9,592千円
安全安心な生活道路河川保全事業（道路）	120,000千円
住みよい街づくり事業	200,000千円
道路改良事業（交付金）	885,366千円
身近な道路河川強靱化事業（河川）	208,800千円
景観形成事業	5,183千円
歴史と伝統を活かしたまちづくり事業	28,718千円
南湖魅力向上事業	3,817千円
公営住宅ストック総合改善事業	143,443千円
消防費	
常備消防費	635,091千円
消防団運営事業	135,960千円
消防施設整備事業	32,077千円
災害対策事業	20,266千円
教育費	
学校図書館利活用推進事業	46,178千円
施設改修費（小学校・中学校計）	65,615千円
I C T教育環境整備事業（小学校・中学校計）	48,459千円
白河第二中学校建設事業	1,275,776千円
文化振興費	6,824千円
小峰城史跡整備事業	149,925千円
公民館活動事業	5,587千円
文化交流館管理運営費	198,258千円

(2) 継続費

継続費の経費の総額及び年割額を定めるものであります。

(3) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

(4) 地方債

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(5) 一時借入金

一時借入金の最高額を5,000,000千円と定めるものであります。

(6) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第18号 令和5年度白河市小田川財産区特別会計予算

予算総額は、3,864千円となり、前年度当初予算と比較して861千円増額となり、28.7%の増となりました。

歳入については、財産収入13千円、繰入金3,851千円となり、歳出については、管理会費144千円、財産費3,620千円、予備費100千円となりました。

議案第19号 令和5年度白河市大屋財産区特別会計予算

予算総額は、2,075千円となり、前年度当初予算と比較して448千円増額となり、27.5%の増となりました。

歳入については、財産収入4千円、繰入金2,071千円となり、歳出については、管理会費137千円、財産費1,838千円、予備費100千円となりました。

議案第20号 令和5年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計予算

予算総額は、457千円となり、前年度当初予算と比較して3千円減額となり、0.7%の増となりました。

歳入については、財産収入3千円、繰入金454千円となり、歳出については、管理会費137千円、財産費220千円、予備費100千円となりました。

議案第21号 令和5年度白河市国民健康保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、5,614,803千円となり、前年度当初予算と比較して82,287千円減額となり、1.4%の減となりました。

歳入については、国民健康保険税885,685千円、使用料及び手数料1千円、国庫支出金1千円、県支出金3,986,432千円、繰入金736,179千円、繰越金1千円、諸収入6,504千円となり、歳出については、総務費

130,840千円、保険給付費3,962,639千円、国民健康保険事業費納付金1,410,295千円、財政安定化基金拠出金1千円、保健事業費80,021千円、基金積立金1千円、公債費1千円、諸支出金11,005千円、予備費20,000千円となりました。

(2) 一時借入金

一時借入金の最高額を200,000千円と定めるものであります。

(3) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第22号 令和5年度白河市後期高齢者医療特別会計予算

予算総額は、700,320千円となり、前年度当初予算と比較して18,928千円増額となり、2.8%の増となりました。

歳入については、後期高齢者医療保険料523,294千円、使用料及び手数料2千円、繰入金174,820千円、繰越金1千円、諸収入2,203千円となり、歳出については、総務費5,603千円、後期高齢者医療広域連合納付金689,517千円、諸支出金2,200千円、予備費3,000千円となりました。

議案第23号 令和5年度白河市介護保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、5,901,359千円となり、前年度当初予算と比較して103,860千円増額となり、1.8%の増となりました。

歳入については、介護保険料1,206,541千円、使用料及び手数料1千円、国庫支出金1,354,213千円、支払基金交付金1,523,755千円、県支出金856,426千円、財産収入1千円、繰入金960,361千円、繰越金1千円、諸収入60千円となり、歳出については、総務費108,765千円、保険給付費5,449,252千円、地域支援事業費338,288千円、基金積立金1千円、諸支出金2,053千円、予備費3,000千円となりました。

(2) 一時借入金

一時借入金の最高額を240,000千円と定めるものであります。

(3) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第24号 令和5年度白河市地方卸売市場特別会計予算

予算総額は、17,659千円となり、前年度当初予算と比較して919千円減額となり、4.9%の減となりました。

歳入については、使用料及び手数料3,521千円、繰入金14,137千円、諸収入1千円となり、歳出については、卸売市場費8,230千円、公債費9,129千円、予備費300千円となりました。

## 議案第25号 令和5年度白河市水道事業会計予算

### (1) 業務の予定量

業務の予定量は、給水戸数23,990戸、年間総配水量7,152,540m<sup>3</sup>、一日平均配水量19,596m<sup>3</sup>、主な建設事業の概要として改良費1,060,190千円と定めるものであります。

### (2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、営業収益1,122,730千円、営業外収益129,022千円、特別利益1千円を予定し、その予定総額を1,251,753千円と定めるものであります。

収益的支出については、営業費用1,124,638千円、営業外費用84,640千円、特別損失1,100千円、予備費5,000千円を予定し、その予定総額を1,215,378千円と定めるものであります。

### (3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、企業債470,000千円、他会計出資金50,440千円、他会計補助金1,682千円、工事負担金14,316千円、国庫補助金6,079千円、県補助金15,500千円を予定し、その予定総額を558,017千円と定めるものであります。

資本的支出については、建設改良費1,060,191千円、企業債償還金267,604千円、予備費1,000千円を予定し、その予定総額を1,328,795千円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額770,778千円は、過年度分損益勘定留保資金133,770千円、当年度分損益勘定留保資金193,908千円、建設改良積立金350,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額93,100千円で補填するものであります。

### (4) 企業債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

### (5) 一時借入金

一時借入金の限度額を470,000千円と定めるものであります。

### (6) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額の流用を同一款内でこれらの経費の各項間の流用

と定めるものであります。

(7) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費 1 2 1, 5 1 5 千円、交際費 5 0 千円と定めるものであります。

(8) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。

(9) たな卸資産の購入限度額

たな卸資産の購入限度額を 8, 0 0 0 千円と定めるものであります。

議案第 2 6 号 令和 5 年度白河市工業用水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、給水事業者数 3 社、年間総配水量 1 2 7, 7 5 0 m<sup>3</sup>、一日平均配水量 3 5 0 m<sup>3</sup>、主な建設事業の概要として改良費 4 3, 0 0 0 千円と定めるものであります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、工水営業収益 8, 6 7 8 千円、工水営業外収益 4 5, 8 0 1 千円を予定し、その予定総額を 5 4, 4 7 9 千円と定めるものであります。

収益的支出については、工水営業費用 4 2, 6 6 3 千円、工水営業外費用 1 0, 8 1 6 千円、予備費 1, 0 0 0 千円を予定し、その予定総額を 5 4, 4 7 9 千円と定めるものであります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、企業債 2 1, 5 0 0 千円、他会計補助金 3 3, 7 1 0 千円、県補助金 2 1, 5 0 0 千円を予定し、その予定総額を 7 6, 7 1 0 千円と定めるものであります。

資本的支出については、建設改良費 4 3, 0 0 0 千円、企業債償還金 6 8, 3 8 6 千円を予定し、その予定総額を 1 1 1, 3 8 6 千円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 4, 6 7 6 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3 0, 7 6 7 千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 3, 9 0 9 千円で補填するものであります。

(4) 企業債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(5) 一時借入金

一時借入金の限度額を 2 1, 5 0 0 千円と定めるものであります。

(6) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額の流用を同一款内でこれらの経費の各項間の流用と定めるものであります。

(7) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。

議案第27号 令和5年度白河市下水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、水洗化戸数18,592戸、年間総処理水量5,794,237<sup>m</sup>、一日平均処理水量15,874<sup>m</sup>、主な建設事業の概要として管路工事費430,000千円、農業集落排水事業（機能強化）148,800千円、浄化槽設置工事36,347千円と定めるものであります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、営業収益836,472千円、営業外収益1,661,136千円、特別利益3千円を予定し、その予定総額を2,497,611千円と定めるものであります。

収益的支出については、営業費用2,285,320千円、営業外費用207,846千円、特別損失430千円、予備費3,000千円を予定し、その予定総額を2,496,596千円と定めるものであります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、企業債518,300千円、他会計補助金887,850千円、国及び県補助金180,442千円、受益者負担金及び分担金106,162千円、工事負担金3,780千円、その他資本的収入30,509千円を予定し、その予定総額を1,727,043千円と定めるものであります。

資本的支出については、建設改良費778,982千円、企業債償還金1,082,493千円、予備費1,000千円を予定し、その予定総額を1,862,475千円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額135,432千円は、当年度分損益勘定留保資金135,432千円で補填するものであります。

(4) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

(5) 企業債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(6) 一時借入金

一時借入金の限度額を500,000千円と定めるものであります。

(7) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額の流用を同一款内でこれらの経費の各項間の流用と定めるものであります。

(8) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費91,418千円と定めと定めるものであります。

(9) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。